

処 分 基 準

令和 8 年 5 月 20 日 作成

法 令 名 : 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律
根 拠 条 項 : 第11条
処 分 の 概 要 : 特定金属くず買受業を営む者に対する指示
原権者 (委任先) : 秋田県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先 : 秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課営業支援指導係 (電話 0 1 8 - 8 6 3 - 1 1 1 1、内線 3 0 4 2 ~ 3 0 4 5)